

令和7年度定期監査の結果に関する報告

1 監査実施期間

令和7年10月3日から令和7年11月17日まで

2 監査の実施年月日、実施対象部署及び対象年度

実施年月日	実施対象部署	対象年度	実施年月日	実施対象部署	対象年度
令和7年 10月3日	教育委員会 第三中学校 第三大成小学校 文京小学校	R5・R6 〃 〃	令和7年 10月 27・28日 〃	都市整備部 都市計画課 公園緑地課	R5・R6 〃
6日	南中学校 松原小学校 大和沢小学校 千年小学校	〃 〃 〃 〃	11月 10・11日 〃	市民生活部 市民課 環境課	R4～R6 R5・R6
7日	大成小学校 豊田小学校 東小学校 堀越小学校	〃 〃 〃 〃	14・17日 〃 〃	上下水道部 総務課 営業課 工務課	R5・R6 〃 R4～R6
10・14・15日	教育総務課 学務健康課 学校指導課 教育センター	〃 〃 R4～R6 〃			
					以上 22部署

3 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、弘前市監査基準（令和2年4月1日施行）に基づき、財務に関する事務及び行政事務の執行が法令等に適合し、正確で、経済性、効率性及び有効性を確保し、その組織及び運営の合理化に努めているかに特に意を用いた。また、次のそれぞれに掲げる項目に主眼を置き、監査の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度並びに予防措置状況を勘案した上で実施した。

- (1) 予算執行及び経理事務
- (2) 収入及び支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金等交付事務
- (5) 公有財産等管理業務
- (6) 工事に関する業務
- (7) その他行政事務

予算の執行の状況、経理事務の適否など
調定事務の状況、計数の正確性、効率性など
契約の手続、方法及び内容の適否など
交付の目的、金額、時期及び精算の状況など
土地、建物及び物品などの管理の状況など
工事の設計、施工監理、竣工の状況など
行政効果、事務執行の状況など

4 監査の結果

(1) 予算執行及び経理事務

一部において改善を要する事項がみられた。

(2) 収入及び支出に関する事務

一部において改善を要する事項がみられた。

(3) 契約に関する事務

一部において改善を要する事項がみられた。

(4) 補助金等交付事務

一部において改善を要する事項がみられた。

(5) 公有財産等管理業務

一部において改善を要する事項がみられた。

(6) 工事に関する業務

適正に行われていた。

(7) その他行政事務

適正に行われていた。

監査の結果は以上であり、改善措置を講じることが必要な事項については次のとおりである。
なお、監査時においてその都度指導又は注意した軽微な誤りについては、本報告において記述を省略したが、適正な事務の執行に努めていただきたい。

教育委員会

○予算の執行及び経理事務

- ・令和6年度エネルギー管理講習新規講習（上期）受講料ほかについて、地方自治法第232条の3に定める支出負担行為を行っていないものが多数あった。
(教育総務課・学務健康課・学校指導課)

○収入及び支出に関する事務

- ・学校給食費について、一部の学校において弘前市会計規則第38条第3項の規定による現金領収日計表を作成していない日があった。（小・中学校）

○契約に関する事務

- ・郵便切手の購入について、一部の学校において弘前市物品調達規程第7条第2項の規定による物品調達伺書を作成していなかった。（小・中学校）
- ・令和5年度電柱広告掲出料について、参考見積書を徴取せず、設計書も作成していなかった。（学務健康課）
- ・令和6年度電柱広告掲出料ほかについて、弘前市契約規則第27条の規定による予定価格調書を作成していないものが複数あった。（学務健康課）
- ・令和6年度第二中学校スクールバス運行業務委託について、契約保証金免除の根拠とした契約履行実績が、過去2年間の同種同規模のものとなっていなかった。
(学務健康課)
- ・令和6年度東部学校給食センター男子更衣室他空調設備修繕工事ほかについて、入札とすべきところ随意契約をしていたものが複数あった。（学務健康課）

○補助金等交付事務

- ・令和5年度弘前市私立高等学校教育振興費補助金ほかについて、交付決定の根拠規定に誤りのあるものが複数あった（教育総務課・学務健康課）
- ・令和5年度私立幼稚園教材費補助金について、交付決定通知書の根拠規定が交付要綱と異なっていた。（学務健康課）

○公有財産等管理業務

- ・郵便切手の受払について、一部の学校において使用の都度校長の決裁を受けていなかった。（小・中学校）
- ・理科薬品について、一部の学校において薬品保管庫内に管理していなかった。
(小・中学校)

- 理科薬品の薬品台帳について、一部の学校において使用の都度記載していなかった。
(小・中学校)

都市整備部

○収入及び支出に関する事務

- 弘前公園使用料の現金収納について、弘前市会計規則第38条第3項の規定による収納の翌日までに指定金融機関への払込みをしていないものがあった。(公園緑地課)

○補助金等交付事務

- 令和5年度景観重要建造物等改修等事業費補助金について、国民健康保険料の滞納状況確認をしていなかった。(都市計画課)

○公有財産等管理業務

- 令和6年度郵便切手受払簿ほかについて、記載のないものが複数あった。
(都市計画課・公園緑地課)

市民生活部

○予算の執行及び経理事務

- 令和6年度ゼロカーボンシティ推進懇談会の報償費ほかについて、地方自治法第232条の3に定める支出負担行為を行っていないものが多数あった。(環境課)

○収入及び支出に関する事務

- 斎場使用料の現金収納について、弘前市会計規則第38条第3項の規定による収納の翌日までに指定金融機関への払込みをしていないものが多数あった。(環境課)
- 令和6年度斎場使用料現金取扱日計簿の払込日が実際の払込日と相違していた。
(環境課)

○契約に関する事務

- 令和5年度戸籍システムデータ突合等業務について、契約保証金免除の根拠とした契約履行実績が、過去2年間の同種同規模のものとなっていた。(市民課)
- 脱炭素地域づくりに関する情報交換会について、分割発注とすることで契約事務を行っていなかった。(環境課)

上下水道部

○予算の執行及び経理事務

- ・ 令和 6 年度青森県水道事業広域連携推進中南地区会議会場借上料ほかについて、地方自治法第 232 条の 3 に定める支出負担行為を行っていないものが多数あった。
(総務課・営業課)

○契約に関する事務

- ・ 令和 5 年度茜町倉庫天井ライト修繕工事について、契約相手として決定した見積書に決裁を受けていなかった。 (総務課)

財政援助団体等監査の結果に関する報告

1 監査対象 市からの運営費補助金及び公の施設の指定管理

2 対象年度 令和5年度及び令和6年度

3 対象団体名等

(1) 公益社団法人弘前観光コンベンション協会

(金額は確定額で千円未満切り捨て)

実施年月日	内 容 等	(単位:千円)	
		令和5年度	令和6年度
令和7年 9月18日	弘前観光コンベンション協会運営費補助金 指定管理料(3施設)	24,400 94,805	24,400 100,089

(2) 一般財団法人弘前市みどりの協会

(金額は確定額で千円未満切り捨て)

実施年月日	内 容 等	(単位:千円)	
		令和5年度	令和6年度
令和7年 9月30日	指定管理料(262施設)	345,870	359,326

(3) 社会福祉法人弘前市社会福祉協議会

(金額は確定額で千円未満切り捨て)

実施年月日	内 容 等	(単位:千円)	
		令和5年度	令和6年度
令和7年 10月1日	弘前市社会福祉協議会運営費補助金	104,359	80,757

4 監査の概要

監査に当たっては、弘前市監査基準(令和2年4月1日施行)に基づき、令和5年度及び令和6年度において、市から補助金を交付している団体及び公の施設の管理を行わせている団体等のうちから上記団体を抽出し、当該団体が受領した市からの補助金及び指定管理料並びに協定書の内容等について、次の事項に主眼をおいて関係諸帳簿、証拠書類の確認、照合等通常実施すべき監査手続を実施した。

(1) 補助金の受入及び執行

補助金の目的及び対象事業の執行状況の確認

(2) 指定管理料の受領及び
これに対応する管理業務

協定書、収支決算書など財務諸表による指定管理料の受領の額及び出納状況の確認並びに管理業務の執行状況

5 監査の結果

(1) 補助金の受入及び執行

適正に行われていた。

(2) 指定管理料の受領及び
これに対応する管理業務

適正に行われていた。

監査の結果は以上であり、監査時においてその都度指導又は注意した軽微な誤りについては、本報告において記述を省略したが、適正な事務の執行に努めていただきたい。